

大阪市ひとにやさしいまちづくり整備要綱を改正しました！

■主な改正内容

令和3年10月1日改正施行

1 整備基準の見直し

バリアフリー法*1施行令、大阪府福祉のまちづくり条例及び設計標準*2の改正内容にあわせませす。

条例対象小規模特別特定建築物(床面積500㎡未満)に移動等円滑化基準の適合義務化
多機能便房の機能分散化や個別機能を備えた便房の適正利用の推進

*1バリアフリー法...高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律 *2設計標準...高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準

主な要綱の改正内容

- エレベーターの整備基準の見直し(床面積500㎡未満も対象)
事前協議対象の特別特定建築物で**垂直移動がある場合、福祉用エレベーターを設置**
(不特定かつ多数及び多数の者の利用に供する部分が一の階のみ、かつ、避難階にある場合等は除く)
- 車いす対応便房の機能表示
「どなたでもご利用ください」という表示ではなく、主な利用対象者を明確にするため
「車いす使用者用トイレ」と表示

2 要綱(条文・別表)及び項目表の修正

大阪府福祉のまちづくり条例及び設計標準をもとに、文言や誤字の修正

問合せ先

大阪市計画調整局開発調整部開発誘導課 TEL:06-6208-9319
〒530-8201 大阪市北区中之島1丁目3番20号(大阪市役所7階)

詳しくは、本市HPをご覧ください。

大阪市 ひとやさ 事前協議

検索

